

じん肺健康診断（じん肺法第3条、第7～第9条の2）

じん肺法施行規則別表で定められた24の粉じん作業に従事または従事した労働者に対しては、就業時、定期、定期外、離職時に健康診断を行わなければなりません。

健康診断項目

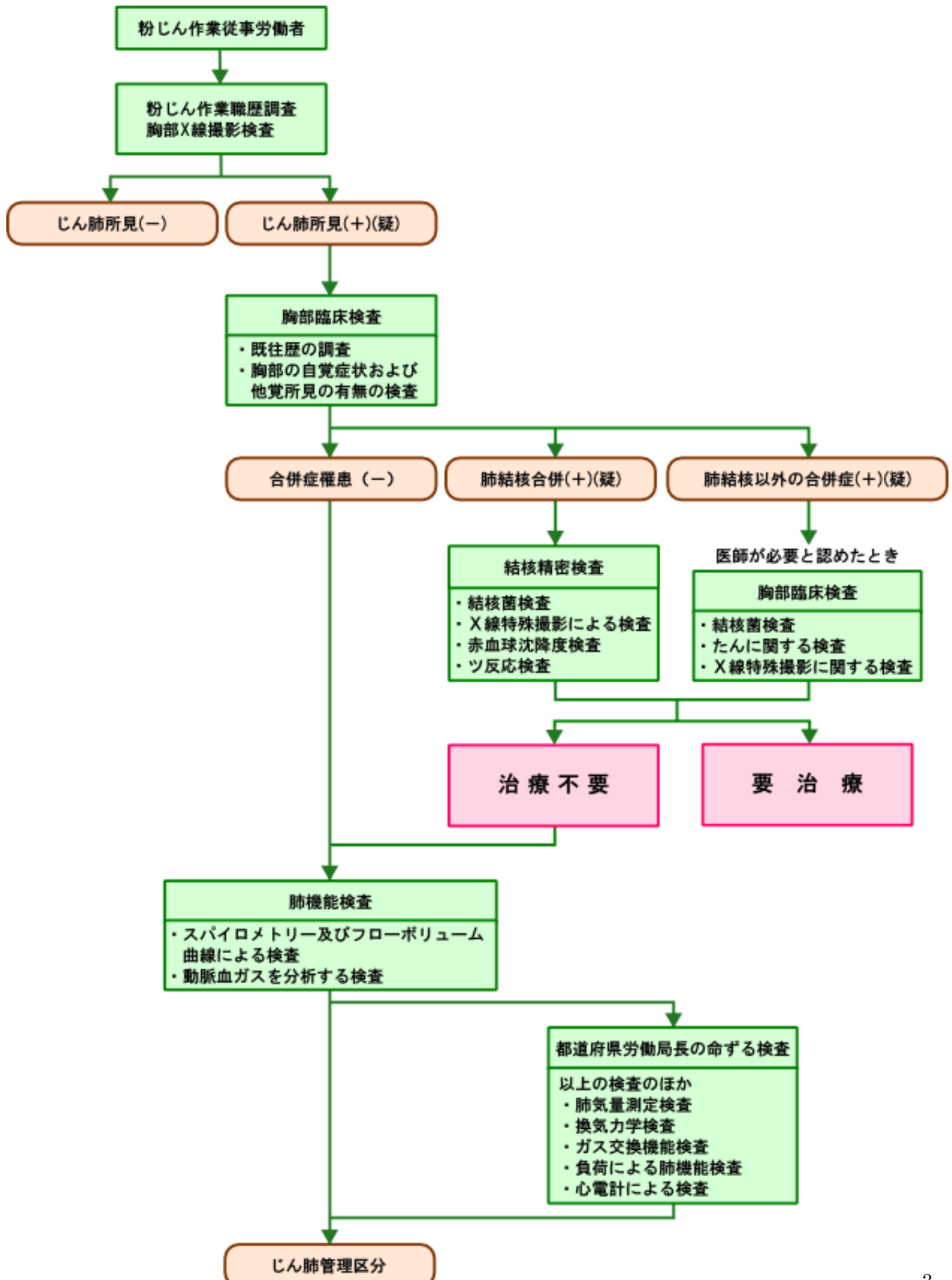
コース名	検査項目
問診	粉じん作業職歴の調査
呼吸器検査	胸部X線検査 直接撮影
一定の要件をみたす方 及び医師が必要と認め たとき実施しなければ ならない項目	胸部臨床検査 肺機能検査 結核精密検査 結核以外の合併症の検査

尚、詳細については「じん肺審査ハンドブック」（厚生労働省安全衛生部労働衛生課編中央労働災害防止協会発行）をご参照下さい。

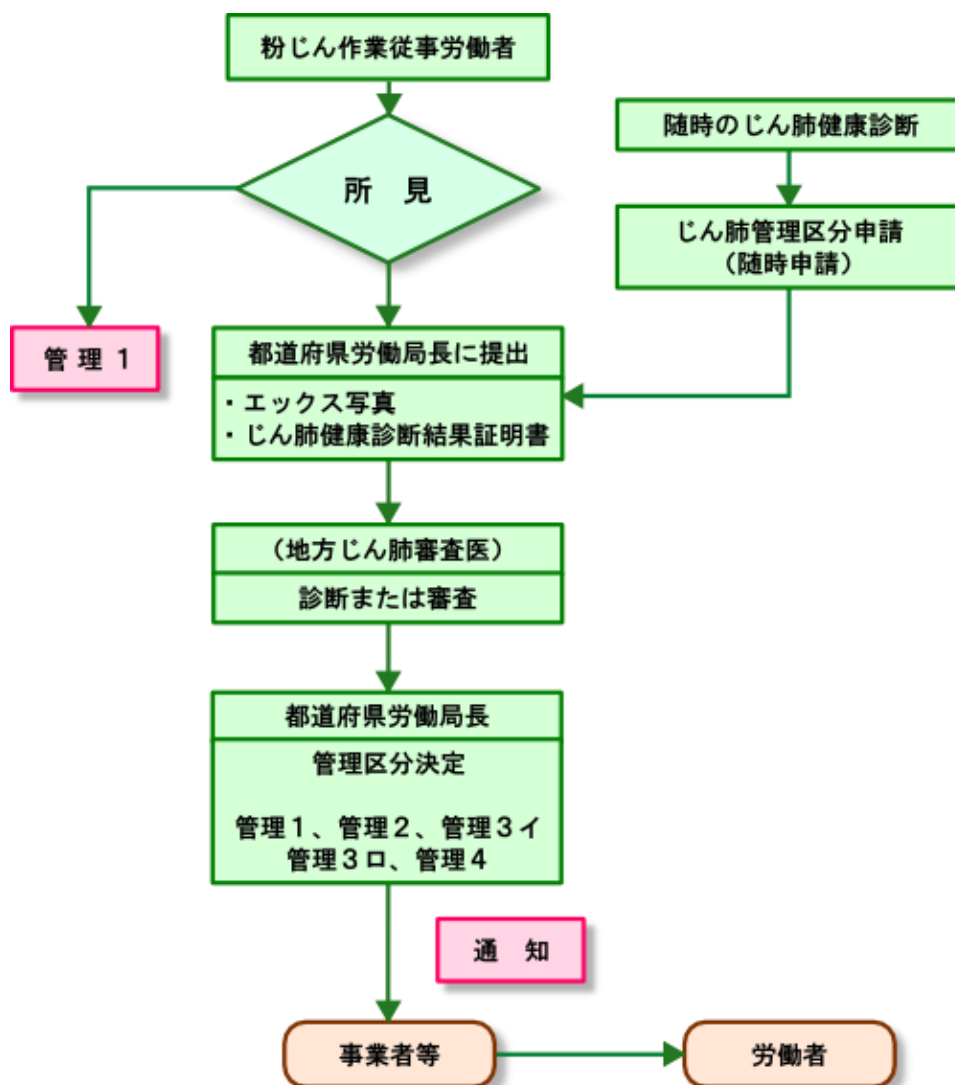
じん肺健康診断の種類とその対象者

種類	対象者	管理区分	適用の条件	健診の時期等
就業時 じん肺法 第7条	新たに常時粉じん作業に従事する者		「次に示す方は対象外」 イ 以前に常時じん肺作業に従事すべき職業に従事したことがない方 ロ 1年以内のじん肺健診で、所見なし又は管理1の方 ハ 1年以内にじん肺健診を受けて管理2又は管理3イの方 ニ 6月以内のじん肺健診で、管理3ロの方	就業の際
定期 じん肺法 第8条	常時粉じん作業に従事する方	1		3年以内ごとに1回
		2		1年以内ごとに1回
		3		1年以内ごとに1回
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現に非粉じん作業に常時従事する方	2		3年以内ごとに1回
		3		1年以内ごとに1回
定期外 じん肺法 第9条	常時粉じん作業に従事し、労働安全衛生法にもとづく健康診断でじん肺有所見又はその疑いのある方		管理1又は管理区分未決定の方	延滞なく
	合併症で1年を超えて療養のため休業していた方で、その後療養のため休業不要と診断された方			延滞なく
離職時 じん肺法 第9条の2	常時じん肺作業に従事し、1年以上継続勤務した者の中で離職をする際、じん肺健康診断を行うよう求めた者	1	前回のじん肺健診からの経過期間が1年6月以上	
		2		
		3		
	常時粉じん作業に従事された事があり、現に非粉じん作業に従事しており、かつ1年以上継続勤務している者の中で、離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めた方	2 3		

じん肺健康診断の流れ



じん肺管理区分決定までの流れ



じん肺管理区分（じん肺法第4条）

管理区分		じん肺健康診断の結果
管理1		じん肺の所見がないと認められるもの
管理2		エックス線写真の像が第1型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理3	イ	エックス線写真の像が第2型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第3型又は第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理4		（1）エックス線写真の像が第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る）と認められるもの。 （2）エックス線写真の像が第1型・第2型・第3型または第4型（大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の傷害があると認められるもの。

じん肺管理区分に基づく就業上の措置

